府令・省令

○内閣府厚生労働省令第七号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百一条及び第百二条並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第五十条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の引継ぎ） **第九条**　令第五十条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　運用関連業務を引き継ぐ場合　当該運用関連業務に係る加入者等の氏名及び住所、法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容、法第二十三条の二第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合の企業型年金加入者及び個人型年金加入者（以下単に「加入者」という。）に提示した当該指定運用方法の内容、法第二十四条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提供した運用の方法に係る情報の内容及び法第二十三条の二第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合の法第二十四条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者に提供した指定運用方法に係る情報の内容 2　（略）	（業務の引継ぎ） **第九条**　令第五十条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　運用関連業務を引き継ぐ場合　当該運用関連業務に係る加入者等の氏名及び住所、法第二十三条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び法第二十四条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法に係る情報の内容 2　（略）

（禁止行為）

第十条　法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。）に係る事務を併せて行うこと。

二～九　（略）

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条　記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～三　（略）

四　法第八十条第四項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五～九　（略）

2　運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一　（略）

一の二　法第二十三条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、加入者に提示した指定運用方法の内容を記録した書面

二　（略）

（禁止行為）

第十条　法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　法第二十三条第一項前段（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。）に係る事務を併せて行うこと。

二～九　（略）

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条　記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～三　（略）

四　法第八十条第三項、法第八十一条第三項、法第八十二条第二項又は法第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五～九　（略）

2　運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一　（略）

（新設）

二　（略）